

【月刊】

キャッチピース 80

通巻158号 00/3/20

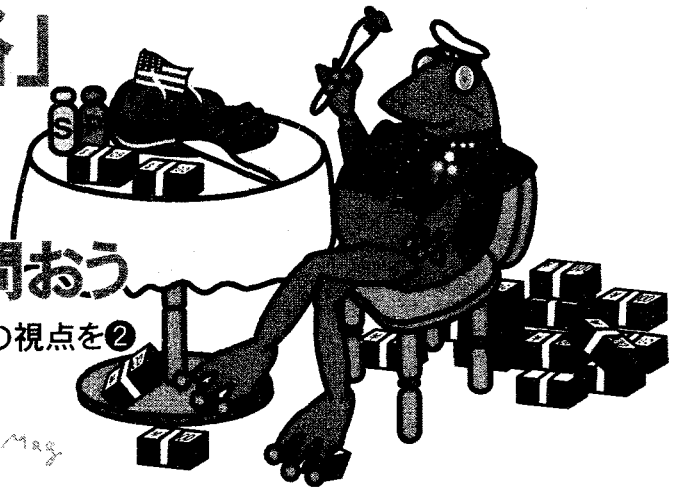
「思いやり」ではなく 「同盟戦略」

(フォーリー駐日大使)

ならば、
その「戦略」を問おう

「思いやり予算」見直しに市民の視点を②

田巻一彦
編集部



日本政府の中で始まっている「思いやり予算」削減の動きに、米国政府は過敏なまでの反応を示した。まずフォーリー駐日米大使。大使は朝日新聞「論壇」欄への投稿という異例の方法で市民に直接語りかけた。2月10日のことだ。「日本は米軍の受け入れ国支援(HNS=ホストネーションサポート)として、在日米軍駐留経費の一部を担っており、それは日米安全保障同盟の極めて重要な要素である。米軍のプレゼンスは地域に安定をもたらす効果を持ち、日本が防

衛費を国内総生産の(GDP)の1%程度に押さえることを可能にした」。大使はつづける。「在日米軍支援は『思いやり予算』と呼ばれ、削減を求める人たちは日米安全保障同盟に対する貢献の基本的な性格を誤解している。日本のHNSは、謝意として米国に提供されるものではなく、日本の戦略的貢献の重要な一要素である」。さらにHNSが、米国の財布に入るのではなく、日本を潤しているのだとも力説する。「特別協定下で支払われる日本の経費は、基地で働く約2万3000人の日本人従業員、基地の土地所有者、電気・ガス・水道業者や建設会社などの日本企業に直接支払われる」「しかも、在日米軍駐留経費負担の約4分の1は、基地周辺住民の生活の質向上に使われている。HNSの削減で影響を受けるのは、日米共有

<この号の内容>(相模原)本国で拒否されたPCBの行方は?/(沖縄)反戦地主の県政からの排除に抗議/アンジー・ゼルターさんが語る非暴力直接行動の心/弾道ミサイル防衛と太平洋

編集発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース

●維持会員(月額) 個人1口1000円 団体1口2000円 ●参加会員(月額) 個人1口500円 団体1口1000円
●通信会員(年額) 1口3000円 (会費には本紙購読料が含まれます)

の安全保障上の利益であり、そうした日本の市民の福利である」。

これを読んで「反論を」とワープロに向かった僕は、「うーむ」とうなってしまった。

下のコラムに示したのは、今年度防衛施設庁が計上した米軍基地関係予算だ。この総額5,851億円が、大使の言うHNSというわけなのだが、これは全部日本の中で回るお金だ。米国に流出する資金は一円もない。ただ、大使のいう「基地周辺住民の生活の質向上に使われている」予算「基地周辺対策経費」のことを言っているのだろうか。艦載機の騒音被害を少しでも和らげるための防音工事等に使われる1,500億円は、米軍基地がなければ元々いらぬお金なのだから。

米国の本当の「戦略」 とは何だろうか

それでも大使の語り方は、一定の「説得

力」を持っている。さすがは資本主義の総本山から派遣された「日本支店長」だけのことはある。この営業マンがHNSと引き替えに提供するの「安全」、「安定」あるいは「日米のパートナーシップ」。果たして得な買い物なのか、とんだ食わせ物なのか。よくわからないところ、また一流のセールストークなのかもしれない。

しかし、これが本社の営業本部長となると、話はぐっとリアルになる、コーエン国防長官来日時でのプレスクラブでの記者会見。「星条旗新聞」によればこうだ。「米国は東アジアにおける10万人の戦力を維持するためのほとんどの費用を負担している。そして、もし日本のような同盟国が公約を削減するならば、(米国)議会で予算支出の継続を要求することは困難になるだろう」。「ケチるなら撤退するぞ」という脅しにも聞こえる。しかし、本音はもっとせっぱ詰まったものだろう。

東アジアに10万人体制を維持するとして「ナイ・レポート」は、かくかくの脅威があ

るからこれだけの体制を維持しなければならない、という根拠を全く欠くものだった。10万人というのは議会の予算削減圧力に対して、土俵に足をかけるように踏ん張るための、「つかみ」の数字だった。だれよりも日本が米軍に居てほしいと願っている、費用も負担する。その事実が、10万人をこれからも維持するためには必要なのである。

10万人の米軍は、企業で言えば「不良資産」のようなものだ。維持管理にばかり金がかかり、特に「儲け」を産み出さない、巨大で旧式の溶鉱炉。壊すのも莫大な費用がかかる。そんな「不良資産」をもてあました大企業は何をするか。たいていは、子会社や系列会社に貸し付けて、維持費を負担させる。これが「戦略」である。

ナイ報告を受けて国防総省が作った「日米安保関係報告書」(95年3月)にもこんな下りがあった。「日米両国は、日本の多額の受け入れ国援助(HNS)によって前進配備継続に対して米国国内の政治的支持が得られていることを認識している」。

「思いやり予算」 市民の削減案を考えよう

「思いやり」という呼び名は正しいのではないか。78年に始まった時とは別の意味で、日本が米軍という「不良資産」を維持するために、莫大な費用を支払っているのだと考えれば。したがって、本紙ではフォーリー氏やコーエン氏がなんと言おうと、引き続き「思いやり予算」という言葉を使ってゆく。今年度予算では、2,603億円。

削減して、最終的にはゼロにする。どこから手を付けようか。みんなで考えよう。以下は私案。当たり前すぎるかもしれないけど。

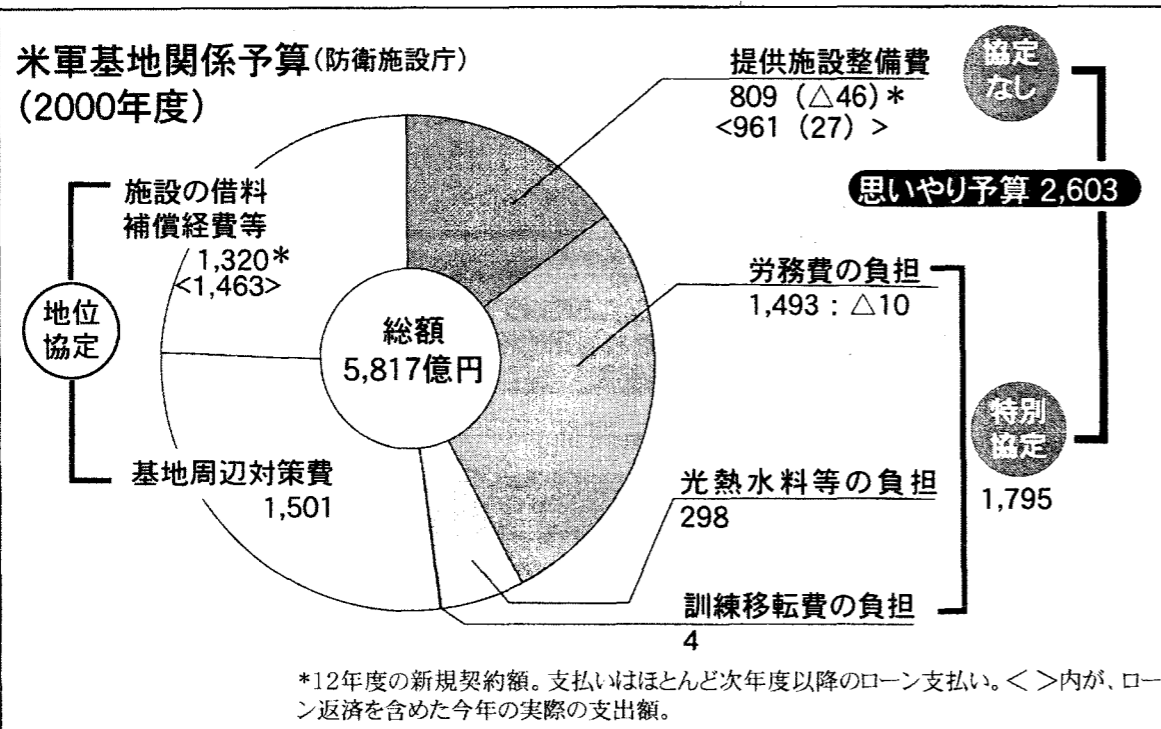
第1段階:提供施設整備費の新規契約をゼロにする:今年809億円もある。これは「新規契約分」といって、今年実際に支払うのは限りなくゼロ円に近い。いわゆる「後年度負担=ローン払い」だ。例えば今年の新規契約をゼロにしたところで、961億円は支払わなければならない。なんだかキツネにつままれたような話だが、ローン地獄とはそういうものだ。だから来年はゼロ、または大ナタをふるう。これは来年切れる「特別協定」とは関係ないから交渉も簡単はず。「払わない」と言えばいい。

第2段階:光熱費。300億円弱。「特別協定」改訂の最大の眼目だろう。

第3段階:労務費。2万3000人の基地労働者と家族の生活がかかっている。これは最後の最後。雇用対策等「平和転換」の論理を持って雇用対策等を慎重に進めなければ大幅削減はできない。日本政府は、まずここに手を着けようとするかもしれないが、その時には「削減するな」と僕らも要求しなければならないだろう。

フォーリー大使が言っているように、「思いやり予算」が日本の労働者の生活を支え、潤していることは事実だ。だから、簡単に「ゼロにしろ!」と叫ぶだけで済むはずはない。米国は、冷戦終結後、本国で100以上の基地を閉鎖した。そのため基地労働者の雇用や、関連企業の利益を損なわないために、莫大な予算を投入した。「基地再編閉鎖法」というそのための法律まで作った。

「思いやり予算・市民の削減案」は、軍隊への依存からの「離陸」のための避けて通れない、希望につながる<練習問題・実践編>なのである。提案を待つ!



本国さえ持込み拒否した さまよえる 有害廃棄物

PCB

なぜ、日本が抱えなければいけないのか

沢田政司

相模補給商監視団

3月中旬、補給廠に1年半も保管されていたPCB(ポリ塩化ビフェニール)含有物が搬出されるとの一報が入る。昼休みに出かけるのは辛い、そうは言っておれない。PCB含有物を保管する172倉庫を見るため、日参を続けた。

3月10日、同倉庫横に20フィートコンテナ6個が並ぶ。搬出への準備だ。しかし、以後数日は動きがなく、空振りが続き、ちょっと辛い。しかし、ここまで来ての見逃しはもっと辛い。3月17日、やっと動き出した。倉庫の扉が開き、フォークリフトも動いている。20フィートコンテナも倉庫扉前に移され、蓋を開け、積み込みスタンバイだ。その傍らに、ビニール包装された4ガロンのドラム缶がパレットに載せられている。白いドラム缶もあれば、黒いものもある。ラベル表示もされているが、遠目では詳しい内容までは確認できない。PCBの濃度による区別分類なのか…。3月20日は祝日だが、米軍の方は軍休日ではなく、稼働している。僕も仕事で出勤だったが、しっかりと現場を見に行っただ。コンテナの数も14個に増え、積み込み作業も

続いていく。ドラム缶の他に、機器類もあった。PCBを完全には洗浄できていないモノなのだろう。

気になることが一つ。作業に従事する労働者に危険はないのか。ヘルメットを着用している以外は、日頃の作業姿と全く同じなのだ。かつて、沖縄の嘉手納基地では、労働者がPCBの汚染除去作業を素手でさせられたこともあった。米軍は作業する者への事前告知、安全教育を全く行わなかったのだ。今回の積み込み作業では、果たして危険はなかったのか。

3月23日、午前8時。倉庫前に民間のトレーラーヘッド14台が集結、次々とPCB含有物を積み込んだコンテナに牽引セットされている(写真)。8時20分に完了、後は出発を待つばかりの様子だ。先回りをして、西門(正面ゲート)前で待つ。時計とにらめっこしながら粘るが、なかなか出てこない。相模原市議の金子豊貴男さんにバトンタッチするが、金子さんも定例市議会のため、出てくる現場を確認することはできなかった。結局、9時25分に西門を出てきたとのこと。遅刻を怖がって監視ができるか…。でも、最

多忙の年度末、遅刻をすると肩身の狭くなってしまうのだ。後ろ髪を引かれる思いで、西門を後にしたのだった。無念。

やや乱暴な分析だが、相模補給廠には“三つの顔”があると思っている。一つ目は、戦地に送り出す物資・資材の保管、いわゆる戦時備蓄の“顔”だ。二つ目は、そうしたモノを蓄える入れ物(倉庫・工場)づくりの“顔”、思いやり予算を潤沢に使い、その“顔”は年々新しくなっている。そして、三つ目がスクラップと有害廃棄物はお任せの“顔”である。米国防総省の管轄下にある国防兵站局の出先、国防再利用販売事務所(DRMO)が置かれ、米軍基地で不要となるか、また排出されたスクラップや廃棄物を一手に引き受けているからだ。それらは北は三沢から、南は沖縄、さらにグアムから持ち込まれていたこともある。日本のスクラップ業者や産廃業者に売却したり、処理を委託するというのが、相模事務所の役割なのだ。軍用機やヘリの残骸、へし折れた砲身、老朽化した各種軍用車両など、補給廠の北の端にあるスクラップ置き場は米軍基地の“墓場”と思える一角である。

1987年春、空母ミッドウェーの修理で排出された、有害物質アスベストが大量に野

積みされたのもこの場所である。以降、相模補給廠を監視するのに、有害廃棄物は見逃ごせぬ問題となった。カドミウムの埋め込み、トリクロロエチレンのたれ流しなど、基地汚染をめぐる事件、疑惑に事欠かない補給廠だが、動かぬ証拠をつかむのは容易なことではなかった。しかし、今回のPCB保管の一件は一枚の写真が動かぬ証拠となって、事実が日の目を見ることになったのである。

1998年秋、相模補給廠の一倉庫にPCB含有物の保管を掲示した看板を確認。裏づけ調査を経て、昨99年2月に金子ときお相模原市議が記者発表し、その即時撤去を求めた。直後の星条旗新聞の記事と、金子市議が情報公開請求で入手した資料で判明した主な内容は以下の通り。

①総量は135t(以上)、品目数は226。PCBオイル、トランス、コンデンサー、遮断機、汚染された木材類、パラスト、ペイントなど。②PCB含有物はカナダにある「TORANSCYCLEINDUSTRIES」に向け搬出、処理される予定(当初は99年3月から7月までに搬出の予定)。③三沢、横田、嘉手納、横須賀、厚木、佐世保、キャンプ座間、沖縄(海兵隊基地)など全国の在日米軍基地から



搬送用コンテナに積み込まれるPCB含有廃棄物

持ち込まれている。④これら米軍基地から今後も搬入される予定である。例えば、横須賀基地からは85ガロンのドラム缶100個が運び込まれる(星条旗新聞99.3.3)。

●
実際には星条旗新聞が報じたようには事は進まなかった。理由は明らかにされていないが、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」ゆえのことだろう。約1年かかって移動の規制をクリアーしたのか、搬出されたPCB含有物は3月30日、横浜港本牧埠頭からバンクーバー港へと向かった。横浜防衛施設局の回答によれば、搬出されたPCB含有物は約100tの低レベルのものとのこと(星条旗新聞-2000.3.22によれば50ppm以下のもの)。

ところが、これで一件落着ではなかった。カナダの環境当局が陸揚げ(持ち込み)を拒

否、寄港地のシアトルで一時保管を検討したがここでも環境団体や港湾労働者の反対でここでも陸揚げできなかつたのである。行き場を失ったb.o.c.p含有物(汚染物)は一体どこに行くのか。コンテナ14個を積んだWAN-HE号は定期航路を廻る船だ。最新の報道では、コンテナを積んだまま4月17日には横浜本牧埠頭に戻るといふ。

猛毒物質PCBはどこにあっても厄介な存在だ。一体どうなるのか、どうするのか。

(4/12記)

[付記]4月14日、相模補給廠監視団は、日米両国政府に抗議文を送った。抗議文は、「発生者は米軍なのだから米国に送還すべき」とした上で、PCB含有物の詳細を明らかにすること、相模原市の立ち入り調査を認めることなど7項目を要求している。相模原市長も「米軍の責任により処置すべきもの」とコメントを発表した。

は沖縄の嘉手納基地で汚染が発生した(この事実は、92年1月の議会報告「レイ報告」まで明らかにされなかった)。その後、沖縄では海兵隊基地でもPCB汚染が発覚している。嘉手納基地の汚染土は、6回の除去作業の後、米本国に送還された。また同じく沖縄の恩納通信所跡地では、土壌や地下水がPCB汚染を受けていることが返還後に明らかになり大きな問題になった。

一方横須賀基地では、PCB汚染土を泊浦湾の埋め立て地に散布していたことが判明。95年には米公式文書であらためて土壌汚染が明らかになったが、その時の原因物質にも水銀と並んでPCBがあげられた。

基地の設備更新(この多くは「思いやり予算」によるものだ)に伴い、今後も大量のPCB含有廃棄物(廃トランスなど)が発生するだろう。しかし、どれだけの量がどこにどのように保管されているのか、どのように運ばれているのか、「日米地位協定」の壁に阻まれて、地元の自治体はその実体すら知ることができないでいる。(編集部)

米軍基地とPCB

実態解明はばむ「地位協定」の壁

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は、1929年に初めて工業化されて以来、その安定性、耐熱性、絶縁性を利用してトランス等の電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきた。環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ肝臓・皮膚に癌などの長期的障害を与えることから、1974年には「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、「化学物質審査規制法」という。))に基づく特定化学物質に指定され、製造及び輸入が原則禁止された。最近では、内分泌攪乱作用も指摘されている。いわゆる「環境ホルモン」。廃PCB油やPCBを含む電気機器等は、処理技術が確立されないまま、基本的には廃棄されせず事業者が保管することが義務づけられている。

その用途から容易に想像できるように、基地内でもかつては大量に使われていた。86年9月に

沖縄から

一坪反戦地主の 県政からの排除に 反対する

反対討論●伊波洋一

3月30日、沖縄県議会は「沖縄県政を糾す有識者の会」及び「国旗国歌推進沖縄県民会議」から提出されていた「県の外郭団体など、あらゆる県の機関から一坪反戦地主などを役員から排除する」という陳情を議会内外からの強い抗議の声にもかかわらず採決した。以下は、本誌運営委員で「沖縄から」編集人である伊波洋一県議による反対討論である。(テキストは暫定議事録・見出しは編集部による)

結の会を代表し、陳情平成11年第146号、『沖縄県の外郭団体などあらゆる県の機関から「一坪反戦地主など」を役員から排除することを求める陳情』の採択に反対する立場で討論をおこないます。

本議会においては、一般的に請願と陳情の採択にあたっては、全会一致を原則としており、今議会においても本件だけが採決による採択であることから本陳情は与党諸君にとっては異例な扱いがなされています。総務企画委員会において十分な審議が尽くされないままに採決で採択されたことで、本会議に回って参りました。

私は、県議会の使命は、県民の声を汲み取りながら議会で論戦を通して(それ)を県政に反映することであると考えております。一部の者の意見を、数の力で押し切って県政に反映しようとする事は、県民の信頼を裏切ることになるだけでなく、大きな非難をうけることは明らかであります。

ましてや、本陳情のように、「一坪反戦地主」および「反戦地主であった者」を県の外郭団体など、あらゆる県の機関から排除することを求める陳情を採択することは、日本国憲法の多くの条文にも反することはあきらかであり、許されることではありません。

さて、陳情は、どのような趣旨で「一坪反戦地主」及び「反戦地主であった者」を公職から排除しようしているのか、陳情書によって明らかにします。

陳情書の問題点

一、一坪反戦地主の土地所有の目的は、土地を経済的に使用する為のものではなく、国の政策を妨害するものであるから憲法第十二条違反である。

憲法第十二条は、「この憲法が、国民に保障する権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。また、国民はこれを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」となっているが、この条文のどこに違反しているのか、違反していないことは明白であります。むしろ、この陳情を県議会が採択することこそ、この条文に違反するものである。

二、「反戦平和」とは、米軍を日本から追いだし、自衛隊をなくして、日本を無防備にしてから、民衆に暴動を起こさせ、日本を破滅に陥れようとする考えと同じである。

太平洋戦争で最大規模の戦闘が続いた沖縄戦で二十数万人の戦死者を出し、十数万人にも及ぶ沖縄県民の戦死者の多くが、非戦闘員であった沖縄県民が悲惨な沖縄戦の体験をもとにして戦争に反対し、平和を願うことは、民衆に暴動を起こさせ、日本を破滅に陥れようとする考えと同じなのか。全く、逆であり、戦前、日本軍が、各地を侵略し、最終的には国民を破滅させ、国を破滅させたのではなかったか。

沖縄県民が戦争を憎み、平和を求める願いは、昨日、オープン式典を行なった新沖縄県平和資料館の設立理念にもつぎのように述べられています。「沖縄戦の何よりの特徴は、軍人よりも一般住民の戦死者がはるかに上まわっていることにあり、ある者は飢えとマラリアで倒れ、また、敗走する自国軍隊の犠牲にされるものもありました。私達沖縄県民は、想像を絶する極限状況の中で戦争の不条理と残酷さを身をもって体験しました。この戦争の体験こそ、とりもなおさず戦後沖縄の人々が米国の軍事支配の重圧に抗しつつ、つちかかってきた沖縄のこのころの原点であります。“沖縄のこのころ”とは人間の尊厳を何よりも重く見て、戦争につながる一切の行為を否定し、平和を求め、人間性の発露である文化をこよなく愛する心であります。」

すなわち、「反戦平和」は“沖縄のこのころ”そのものであって、本陳情の言う様に、民衆に暴動を起こさせ、日本を破滅に陥れようとする考えではないのであります。

四、平和祈念資料館監修委員、県公文書館役員、県教育委員などは、特に歴史の公正を期する立場から「一坪反戦地主」のような人物は不敵格者である。

五、県内には、正しい歴史観を持つ有識者は豊富である。このような人達を差し置いて、保守県政のリコールを企てたり、少なくとも県政を危うくし、県民の恥じとなるような行動、言動を繰り返して、てんとして恥じない「一坪反戦地主」などを有用し、県民の税金を無駄遣いすべきではない。以上のとおりであるので、県から給与、運営資金

など何らかの資金の関わりのある外郭団体に於いては、一坪反戦地主や過去にその団体の一員であったものは、役員から即刻排除するよう強く要請し、陳情書といたします。

陳情者達がどのように考えようと自由である。なぜなら、人間個々の内心の自由は、人権のうちでも優越的地位を有しており、具体的には、思想・良心の自由を保障するために、思想及び良心の自由(第十九条)、さらに、信教の自由(第二十条)、集会・結社・表現の自由(第二十一条)、学問の自由(第二十三条)を日本国憲法は、すべての国民の基本的人権として保障しているのであります。

憲法第十九条は、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第二十一条は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」憲法第二十三条は、「学問の自由は、これを保障する。」とし、これらの条文は、除外規定なしに、その自由を保障しているものであり、国民が一坪反戦地主になることを憲法は保障しているのであります。

また、憲法第二十二条は、何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

公共の福祉に反するとは、例えば、法が禁止する管理売春や国家試験で医師免許を持つもの以外の医療行為を規制することであり、医師以外の者の行為が人の健康に害を及ぼす虞があるからである。

一坪反戦地主会とは何か？

陳情書の求めることは、一坪反戦地主を、県のあらゆる公職から追放することを求めるものであり、県から給与、運営資金など何らかの資金の関わり合いのある外郭とは、全ての福祉施設、認可保育所、作業所などをも含むことになる。

総務企画委員会では、採決で本陳情を採択して、本会議に送ってきたわけだが、一坪反戦地主

とは、陳情書に言うように、それほど、県の公職から遠ざけなければならない存在なのですか。県議会がこのような陳情を採択することは、県議会の名誉を汚すだけでなく、一坪反戦地主会の名誉を著しく傷つける暴挙であります。総務企画委員会で、この陳情を採択した諸君は、一坪反戦地主会や一坪反戦地主を知っていて、採択したのでしょうか。極めて疑問であります。

例えば、私は、一坪反戦地主会に参加する一坪反戦地主で、宜野湾市の有権者の信任を得た県議会議員です。例えば、本県から選出されている二人の参議院議員、島袋宗康参議院議員と照屋寛徳参議院議員は、一坪反戦地主です。島袋宗康参議院議員は、社会大衆党委員長でもあり、県政を支える公党の代表者です。照屋寛徳参議院議員は、弁護士としても活躍しています。お二人は、投票した全県民の過半数以上の信任を得た国会議員であります。このお二人の国会議員がもし、県の外郭団体の役員を兼ねているのなら、即刻排除しようというのでしょうか。さらに、市長村長にも一坪反戦地主はいるのであります。例えば、名護市の岸本建男市長も一坪反戦地主であります。彼も、県の外郭団体の役員に名を連ねてはならないということになります。陳情の趣旨は、県民や市民を侮辱することになることは明らかです。

与党の県議会議員に一坪反戦地主会を理解していない方がいるかもしれないので一坪反戦地主会について述べます。一坪反戦地主会には代表世話人が六名おります。例えば、元沖縄大学長の新崎盛暉(もりてる)さんは、一坪反戦地主会の代表世話人です。弁護士の金城睦(ちかし)さん、池宮城紀夫(としお)さん、三宅俊司(しゅんじ)さんの三名は県民に尊敬される弁護士であります。一坪反戦地主の代表世話人もあります。多くの県民から慕われる牧師である平良修さんも代表世話人です。残るお一人の埴原盛秀(せいしゅう)さんは、長らく教職にいた尊敬される教育者であります。

一フイート運動の会事務局長の仲村文子先生も、元沖縄タイムス社長の豊平良顕(りょうけん)さん、牧港篤三さんも一坪反戦地主であります。

もっと多くの著名な方々や県民が一坪反戦地主であります。一坪反戦地主や反戦地主は、沖縄の良心なのです。

そもそも、一坪反戦地主会は、一九八二年十二月十二日に結成されました。一坪反戦地主会会則は、第二条が会の目的として、「この会は戦争に反対し、軍用地を生活と生産の場に変えていくことを目的とする」とうたっています。

そして、第三条で、「1. 一坪反戦地主を拡大し、相互の団結を強化する。2. 反戦地主と連帯する。3. 未契約軍用地を返還された反戦地主を支援する。4. 契約拒否運動を拡大する。5. その他、反戦平和運動に関する活動を行なう。」と活動内容を定め、ほぼ、その通りに活動してきています。さらに、第四条で、「会の目的に賛同し、一人一万円で土地を購入して共有登記をした一坪反戦地主をもって会員とし、この会を構成する。」としているように、嘉手納基地および普天間基地の中にある反戦地主の土地を共同で購入し共有しているのであります。

沖縄戦と米軍占領こそが原点

なぜ、一坪反戦地主会が一九八二年に結成されたのか。最初から説明するとすれば、沖縄戦と米軍の沖縄占領および米軍基地建設のための強制土地接收にまで遡ることになります。

しかし、時間はありませんので、ぜひ、昨日オープンした摩文仁の新平和資料館の米軍占領と一九五五(年)頃から始まる土地闘争、復帰闘争、反基地闘争の展示資料を見ていただきたいと思えます。今日も全国の米軍専用基地の七五%が集中している沖縄では、強制接收された土地を諦めてきたわけでは決してない。伊江島の阿波根昌鴻さんは、もう四十五年も土地の強制接收に抗議し、返還を求め続けてきました。米軍の占領や強制接收で米軍基地となった土地の返還を求めて契約を拒否していた地主は、復帰前から多く、復帰直前には約三千人もいました。復帰を半年後に控えた一九七一年十二月九日、軍用地契約をしいなかった地主は、「権利と財産を守る軍用地主会(通

称・反戦地主会)」を結成した。反戦地主会に参加する地主は、戦争に結びつく基地には、自分の土地を提供しないという理念を堅持してきたなかで、復帰と同時に米軍基地の土地が還ってくることを求めています。

政府は、「公用地法(沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律)」を五年間の時限立法で制定し、米軍基地の未契約地主の土地の強制使用を継続した。公用地法は、沖縄県民の財産権を踏みじると同時に、二度と戦争には加担しないとすする反戦地主の思想信条を否定する悪法でありました。

日本政府は、この最初の五年間で軍用地料を値上げして契約地主をなだめ、反戦地主の切り崩しにかかりました。契約をしない地主には周囲を含めて返還すると脅して契約を迫ったりして、復帰時の一九七二年に二九四一名いた反戦地主は、一九七七(年)までに五百名を割るところまでになったのです。

一九七七年五月15日に期限の切れた公用地法は、同年五月十八日に地籍明確化法が成立して生き返りさらに五年間延長されました。そして、一九八二年までに反戦地主は一五三人までに減じたのである。まさに、日本政府の真綿で首を絞められているようだと言わしめたほどの締め付けが、反戦地主に対してなされていたのです。

そのために、先程の規約のように、反戦地主を支えるために一坪反戦地主会が同年十二月に結成されたのです。その後の米軍基地を巡る強制使用問題で、一坪反戦地主は、反戦地主とともに沖縄県民の権利を回復する運動を展開していく。一坪反戦地主会の運動がなければ、今日のような米軍基地の返還問題にまでは進むことはできなかったらうということが出来るほどだ。

本来なら議会は感謝すべき

一九九五年九月の少女暴行事件の直後に、九月二八日に大田知事が代理署名拒否を表明し、その後の沖縄基地を巡る大きな動きになっているの

も、反戦地主とともに一坪反戦地主の取り組みのおかげである。本来ならば、県議会で一坪反戦地主会に感謝状を差し上げるべきところなのです。

このような一坪反戦地主の皆さんを、犯罪者よりも下位におく、今回の陳情を採択するとは何事ですか。陳情は、過去に一坪反戦地主であった者も公職から除外せよ、と言っているのです。どんな凶悪な犯罪を犯した者でも、前科及び犯罪経歴はみだりに公開されず、刑期を終えれば、そのことによって法律上は不利益を受けることはないのです。

まさに、今回の陳情は、一坪反戦地主を犯罪者以下におとしめるものであり、一坪反戦地主会及び、同会に参加する県民一人一人を著しく侮辱し、名誉を傷つけるものであるだけでなく、陳情の趣旨が通ることになれば、私達は、戦後の占領下の状態や戦前の治安維持法下の状況に後戻りすることになるのであります。

「レッドバージ」に匹敵する暴挙

このような公職からの追放は、戦後の日本では、占領下のレッドバージ、沖縄での瀬長亀次郎那覇市長の公職追放など共産党や人民党の公職追放を思い出させるものであります。

今回の陳情は、特定の思想を持つ人々が、公権力を利用して、彼等が認めない県民を公職から追放させようとするものであります。そもそも、そのようなことが、可能だと考える県議会議員がいるのでしょうか。

レッドバージは、占領下の日本でマッカーサー指令部のレッド・バージ政策によって当時の共産党もしくはその同調者を、新聞事業から始めて、電気事業、私鉄、鉄鋼、石炭等の基幹産業から始まり、民間産業一般に波及したものであります。

当時の最高裁も、判例では特定の党に所属したり、特定の信条をもつことを理由に解雇を認めることはありませんでした。

信条による差別についての最高裁判例として、昭和四十八年十一月十二日の大法廷判決があり

→13ページ下段へ

「地球市民として 行動しなくては 世の中は変えられない」

アンジー・ゼルターさんの話を聞いて

小林 善樹
憲法9条の会・関西会員

去る3月9日アンジー・ゼルターさんの講演会を大阪で聞いた。

彼女は、イギリスの原子力潜水艦トライデント関連の研究設備を直接行動で破壊したことにより起訴されていたが、スコットランドのグリーンロック法廷で無罪判決を受けた3人の女性の中の一人だ。原潜がレーダーやソナーなどの探知機に探知されずに航行できる方法を研究している国防省のメイタイムという浮体研究施設がスコットランドのゴイル湖に浮かんでいるのだが、彼女たち3人がエンジン付きゴムボートで乗り付け、窓から入り込み、研究設備を壊したりコンピュータを湖の中に投げ込んだりしたという事件だ。

1996年7月8日に国際司法裁判所(ICJ)が『核兵器の使用・威嚇は一般的に国際法に違反する』という勧告的意見を出したことは周知の通りだが、彼女たちはこの勧告的意見を根拠とし、イギリス国家の核ミサイル搭載の原潜配備はこの勧告に違反する犯罪である、としてこれを阻止するべく「トライデント・プラウシェア2000(TP2000)」というグループを97年に発足させた。このグループは『核兵器が犯罪を犯すことを阻止するために、公開性をもって穏やかに平和的に、そし



て責任をもって、いかなる生命にも危害を加えずに行動すること』を誓約した人々で構成されており、現在13か国の159人が誓約者となっている由。

このような直接行動に踏み出す前に、彼女たちはイギリス政府に公開の手紙を何度も書き、ロビイ活動をやり、デモやヴィジルや集会を開き、論文を書いて、核兵器廃絶に関する真剣な対話と交渉を求めて来たのだが、政府側が何も応ぜず、政治家たちが、地球全体を何とかしようと責任を持って行動しようとはしないので、やむなく普通の人々が安全な世界を目指して行動せざるを得なかったのだ、と法廷で主張した。担当した判事は、核ミサイル搭載原潜による威嚇がICJの勧告的意見に違反するものだ、と判断し、陪審

員がこれに賛成したことによって得られた無罪判決であったという。イギリスでは一般市民から選ばれた12人の陪審員が提出された事実を判断して有罪か無罪かについては決定する由で、この無罪判決に対して国側が控訴するのは非常に難しいとのことである。今回このように国の核武装政策に反対する破壊活動に対し無罪判決が出されたことは、イギリスでは初めてのことであり、論議を巻き起こしたようだ。だがウェールズ、イングランド、スコットランドの議会で次々とこの判決を支持する決議が採択されている。

TP2000が、徹底した公開性、アカウントビリティ(説明責任)を持つこと、非暴力、危険なことはしない安全重視を基本方針としていることは傾聴すべきだろう。誓約者の名簿も3か月ごとに公表されているとのこと。また、危険を招くことのないように、守衛に「止まれ」と言われたら立ち止まる、軍用犬が来ても逃げない、核施設など危険な所には近寄らない、ということを守っている由。活動は今も続いており、2月に「ヴァレンタイン・デイに基地の封鎖行動をします」という公開予告を出した上で、当日朝7時から基地入口を2時間にわたって封鎖し、結果的には185人(国会議員1,EU議会議員1,教会聖職者10を含む)が逮捕されている(核廃絶運動の世界的組織"abolition2000"のMLで前日に情報が流されていたのを私も読んでいます)。

秘密を要する予定の他はすべて公開している由。彼女は、80年ころから平和運動にかかわり始め、平和学を学び、核兵器反対運動、米軍機がイギリスの基地からトリポリ爆撃に出撃したことを認めたサッチャー首相に対する起訴運動にもかかわったとのこと。ぶつぶつ言っているだけで手をこまねいていたのでは何も変えられませんよ、行動しなくては世の中は変えられませんよ、との示唆に

は彼女ならではの重みを感じられたし、『日本の市民が「地球市民」としての責任を果たされるよう希望しています』という結びの言葉を心に刻んで会場を後にした。

最後になるが、この講演会は、ゴイル湖運動家支援の活動を始められた小さなグループが招待して実現したもので、その中心である佐賀大学の豊島先生を始めとする皆さんに深く感謝したい。なお、彼女の講演を聞く集会は大阪のほか、東京(2回)、札幌、函館、佐賀、長崎、広島、沖縄でも開催された。

[筆者注]

プラウシェア(鋤の刃)という運動は、ユダヤ教・キリスト教・イスラム教共通の聖典の中のイザヤ書とミカ書にある『彼らは剣を打ち直して鋤とし、槍を打ち直して鎌とする。国は国に向かって剣を上げず、もはや戦うことを学ばない』に由来する「軍備撤廃運動」であり欧米で広くおこなわれている由。例えばトライデントや劣化ウラン弾といった目標、あるいは「爆弾ではなくパンを」というような標語を頭につけた〇〇〇プラウシェア運動がおこなわれていることが"abolition2000"のMLを通して流されている。

日本では、周辺事態法、日の丸・君が代法など一連の悪法をめぐって、法律に対する不服従論が提起されているが、アンジー・ゼルターの方が「PeaceNews」という平和問題に関する英文雑誌に載っていたのでこの機会に紹介したい。

同誌99年5/8月号の「法律・戦争・不服従」特集のインタビュー記事で彼女は次のように述べている。『私の行動基準は、私自身の全責任において私自身の良心に従って決めることにしている。国内法の伝統的解釈に従っていない、という意味では不服従といえるだろうが、より高い倫理的国際人道法に従って

いるのだ』と。

彼女は、森林保護運動や平和運動を通じて100回以上逮捕され、法律違反として27回起訴され、5回は無罪判決を得たが、16回にわたって計19か月に及ぶ拘留を受け、合計1万1千円ほどの罰金刑や60時間のコミュニティ・サーヴィスを課せられたとのことだが、なおも意気軒昂で、「地球市民」として確固たる信念に基づいた活発な活動を続けておられることにはほとんど敬服した。・Disarmament:=この単語は「軍縮」とも訳されているが、彼女たちは「非武器化」という意味で使っている。

[関連参照情報]

・朝日新聞99年6月28日/99年10月23日/

→10ページ下段から

ます。三菱樹脂事件であります。昭和三十八年三月に大学を卒業して三菱樹脂株式会社の管理職要員として三か月の使用期間を設けて採用され、採用の際に学生活動についての経歴に一部隠していたことで六月に本採用を拒否された事件であります。地裁も高裁も解雇権の乱用(濫用)として解雇を取り消し、特に、高裁判決は、憲法第十四条の法の下での平等、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と労働基準法第三条、「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、貸金、労働時間その他の労働条件について、差別してはならない。」によって、信条による差別禁止が定められているとしたのです。

残念ながら最高裁判決は、憲法第十四条「法の下での平等」と第十九条「思想及び良心の自由」は、「その他の自由権の基本権の保障規定と同じく、国または公共団体の統治行動に対して個人の基本的自由と平等を保障する目的に出たもので、もっぱら国または公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものでない」と後退するものと

今年3月20日雑誌「世界」の99年11月号アンジー・ゼルター『地球市民の責任東チモールとプラウシェアの平和運動』(今回通訳をしていただいた大庭里美さんの訳)

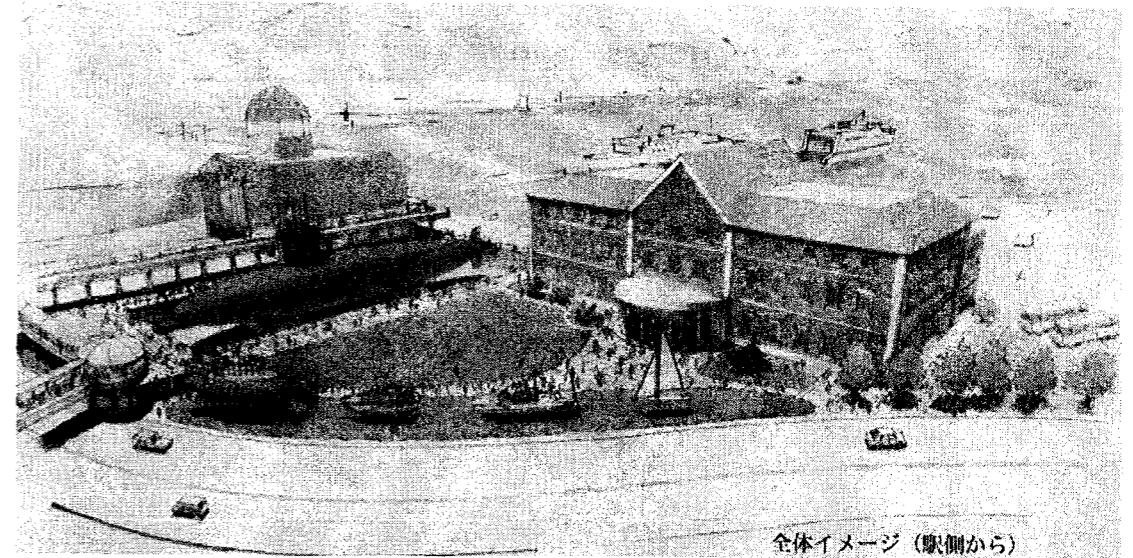
・1996年2月「東チモール・プラウシェア」の彼女たち4人で、イギリスからインドネシアに輸出されることになっていた地上攻撃用ホーク戦闘機の1機の制御盤、レーダー、機体を家庭用ハンマーで破壊し、約3億円の損害を与えたのだが、戦闘機の輸出は、インドネシア政府軍の東チモール住民に対する虐殺という国際人道法に違反する犯罪に使われることになるので、それを未然に阻止した行為である、との弁護側主張が受け入れられ同年7月30日無罪判決がくだされた。◆◆

なったのですが、国や地方公共団体は「法の下での平等」により信条による公務員採用での差別をしてはならないことを明確にしたのです。

ですから、本陳情書が求める一坪反戦地主や過去に一坪反戦地主であった者を県のあらゆる機関並びに県から給与、運営資金などなんらかに資金の関わりのある外郭団体において即刻排除する陳情を採択することは、憲法が規定する国民の基本的人権を著しく侵害するものであります。

憲法は、第十章最高法規において第九十七条で「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。第九十八条で「この憲法は、国の最高法規であって、その条項に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない」と規定しているように、県議会は、このような陳情採択してはならないのであります。

本陳情の採択に反対することを求めて討論を終わります。◆◆



全体イメージ（駅側から）

軍都の歴史誇る 「呉市海事博物館」 計画に異議あり！

湯浅一郎
（ピースリンク広島・呉・岩国）

敗戦による海軍の解体から5年後の初夏、旧軍港4市だけに適用される一つの法律が施行された。旧軍港市転換法。1950年6月28日のことである。これは、日本という国に対して平和憲法があるのに対応した、呉市など旧軍港4市にとっての平和憲法にあたる。その法律の施行から半世紀がたつ今年、呉市は、平和産業港湾都市の思想からは逆行するような施策を打ち出した。軍事技術を誇らしげに展示する「海事博物館」の基本設計費として約2.7億円が今年度予算の中に計上されたのである。

そこで急ぎよ、私たちは、3月13日、呉市議会及び呉市企画調整部への申し入れを行い、あわせて呉市に対して公開質問状を提出した。戦争の反省のない「呉市海事博物館」関連の予算の削除を求め、展示内容や、そもそもの博物館の目的などの再考を求め、拙速に建設しないよう要請するためである。

海事博物館の展示の中心は、戦艦「大和」などの軍艦と海上自衛隊の潜水艦である。これらは、どれも、大量殺人のための装備を備えた建造物であり、そのようなものを誇らしげに展示することは、呉市が侵略戦争の歴史を反省していないことを露骨に示すものであり、絶対に容認できるものではない。呉の歴史について、「海軍工廠での造船技術が呉を作った」という一面だけを取り出し、戦争を支え、多くのアジアの人々の血を流してきた軍事拠点であり続けたこと、それが敗戦まぎわの連続的な空襲被害をもたらしたことに對する反省の意識はほとんど感じられない。旧軍港市転換法に基づいた「平和産業港湾都市」にあるまじき展示内容となっている。また建設に関わる財源、約80億円の多くを、防衛庁や防衛施設庁に依存しようとしている。その結果、海上自衛隊の広報施設が博物館の一角に同居し、案内などにあたることになることされており、自治体の施設の中に自衛隊という「軍隊」が共存する前代未聞の計画である。

このままでは、「海事」ならぬ「海自」博物館とやゆされても仕方ない。新ガイドライン体制が動き出し、自衛隊が海外に出ていける軍隊になろうとしている時代性を考えると、この時期に防衛庁から「潜水艦」を提供され、防衛施設庁の資金に頼って、自衛隊の宣伝をする場を確保する「博物館」を建設することは、時代錯誤もはなはだしい。軍事的なものを全面に立てた博物館を今作ることの危険性を自覚すべきである。

議会での質問に対し、小笠原市長は「戦艦大和や空襲なども展示するので、全体を通して平和の尊さを理解してもらえると答弁している。しかし、これが詭弁であること

は、海外、特にアジアからの訪問客を連れていったとしたとき、どのように映るかを想起しただけでも、明白である。屋外に「潜水艦」を、屋内には海軍工廠で作られ、アジアへの侵略戦争を遂行した「大和」などの軍艦の遺品や模型を誇らしげに展示していたのでは、呉市が戦争の反省もないまま、再び軍事基地として動こうとしていると理解されることは必至である。アジア太平洋の人々は、日本が近代化の前半においてアジアを戦場として起こした戦争に対し、日本が戦争責任を明確にすることもないまま、自衛隊という「軍隊」を膨張させ、海外に出ていける政治体制を築こうとしていることに強い危惧を抱いている。そのような折りに、軍港である呉市が、旧海軍と海上自衛隊の色合いを強く持った博物館を建設することは、国際的に見て、自らを孤立させてでも、軍事化を推進させようとしていると思われるも仕方がない。

国際交流を促進し、国際社会で相互に信頼していくためには、呉市の近代史を心からの反省の気持ちで総括する視点を示さね

ばならないはずなのに。さらには採算が合わないで、大きな赤字を残すことになる可能性が高い。仮に建設費は呉市以外の財源に頼るとしても、建設後の維持費は、どのくらいか、それに見合うだけの収入が確保できる見込みはあるのか。呉ポートピアの苦い体験をもつ呉市であればこそ、同じ過ちをくり返さないために、慎重に慎重を期すべきである。このような施設は、繰り返し来館する人がいなければ採算は合わない。しかし、今の計画では一度行けばもうおしまいということになるのは必至である。21世紀が人間と自然の関わり合いが問われる時代であることを考えれば、例えば海を中心テーマにした自然史博物館的なものの方がよほど意義があるし、子どもたちを中心としてくり返し訪れる施設になるだろう。

たまたま旧軍港市転換法の施行から半世紀の年に、このような軍事技術を誇る博物館計画が動き出したことは歴史の皮肉である。市民の幅広い世論を作り、街を二分する運動の構築が求められている。◆◆

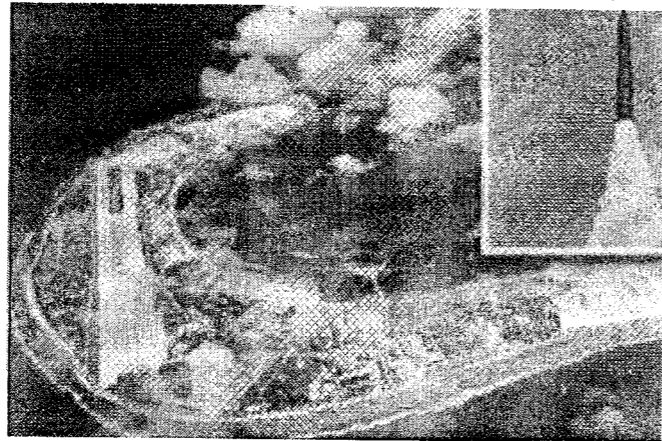
弾道ミサイル防衛(BMD)を考える

(1)

またも太平洋の人々の犠牲の上に

田巻一彦
(編集部)

新ガイドラインと前後してスタートしたのが日米共同の「弾道ミサイル防衛」(BMD)研究。新たな軍拡競争をもたらすこの計画は、同時に、かつて核実験の被害にさらされた太平洋の人々に犠牲を強いながら進められている。



クワゼリン環礁とミニットマンミサイル
(Pacific News Bulletin より)

1月18日、米軍は米本土ミサイル防衛(NMD:National Missile Defense)システムの統合飛行テストを、太平洋の上空で行った。カリフォルニア州ヴァンデンバーグ空軍基地から発射されたもみサイイルが、太平洋上空で模擬核弾頭を放出。マーシャル諸島・クワゼリン環礁から発射された迎撃ミサイルが高空から落下してくる核弾頭の迎撃するという実験だ。カリフォルニアのミサイル発射からきっかり28分後には、ハワイの地上レーダ基地から送られた追跡データに従い迎撃ミサイルが模擬核弾頭を直撃するはずだった。

しかし結果は失敗。最後の6秒というところで、迎撃ミサイルにとりつけられた核弾頭追跡用の赤外線センサーが誤作動を起こし、標的と秒速2~3キロの高速ですれち

がってしまったのである。

国防総省の目論見は、今回の4回目の統合飛行テスト(IFT4)を何とか成功させて、4月27日に5回目のテスト(IFT5)でダメを押し、大統領に配備を勧告、6月には、「2005年に最初のNMDシステム=迎撃ミサイル20基とアラスカへの地上レーダ基地を配備する」という大統領決定に持ち込もうというものだった。

3月21日、国防総省弾道ミサイル防衛機構(BMDO)は、IFT5を2ヶ月延期すると発表した。2005年にアラスカのレーダ基地を完成させるには、この秋には業者との契約を締結する必要がある。アラスカの気候では、一年のうち建設工事を行うことができるのはほんのわずかの時間しかないので、

来年春には着工しなければならない。契約締結のためには、実験データの解析が完了し、それに基づいてレーダーシステムの仕様が完全に決まっていなければならない。しかし国防総省はあくまでも強気の姿勢をくずしていない。計画全体の遅れを1ヶ月以内に切りつめなんとでもこの秋には2005年配備開始にゴーサインを得ようとしている。

BMD=弾道ミサイル防衛とは？

NMDは米国が今押し進めている弾道ミサイル防衛(BMD:Ballistic Missile Defence)の一貫。その目的は「米本土への弾道ミサイル攻撃を抑止すること」にある。要するに飛んできたミサイルを追尾して、ミサイルで撃ち落とすという途方もない計画だ。

BMDは、1983年のレーガン政権による「戦略防衛計画」=SDI(Strategic Defense Initiative)の今日版といえる。〈スターウォーズ〉の異名を持つ同計画は、ソ連の大規模核ミサイル攻撃から米本土を守るために宇宙空間に迎撃兵器を配備するというものであった。15年の歳月と500億ドル以上の経費の投入にもかかわらず日の目を見なかった。これに対して、BMDが想定しているのはこのような大規模かつ全面的な攻撃ではない。

レーガン政権の下で、SDIを推進していたのは、陸海空三軍の統合の「合衆国宇宙司令部」であったが、クリントン政権は1997年にこれを改組、現在のBMDOが作られた。

BMD計画は二つの要素からなりたっている。

a)米本土ミサイル防衛(NMD:National Missile Defense):限定的な弾道ミサイル攻撃から米本土の50州を防衛する。

b)戦域ミサイル防衛(TMD:Theater Missile Defense):敵国の短距離ミサイルを無力化し、前方展開した米軍及び同盟国を防衛する。東アジア、中東など特定の戦域ごとにデザインされたシステムである。

NMDの配備決定には次の四つの条件がクリアされなければならないとされている。

- 1)技術水準の達成
- 2)軍備管理と対ロシア関係への影響
- 3)経費対効果
- 4)脅威の評価

このうち2)について言えば、NMD計画を進めるためには旧ソ連との間のABM条約(迎撃ミサイル制限条約)を改訂し、複数の迎撃ミサイル基地を設置できるようにしなければならない。ロシアは現在までのところこの変更を拒否しているが米議会には同条約の破棄までも容認する気運が広がっている。NMDの拡張版として、レーザー兵器を宇宙空間に設置して大陸間弾道弾を打ち上げ直後の「加速期」に破壊する計画にすら食指をのぼさうという声もある。

米議会は今後2005年までに105億ドル(約1兆1000万円)をBMD予算を承認している。巨大な資金を手にするのは、米国の宇宙・航空産業である。NMDミサイルを建造しているのはボーイング社であり、ミサイルの弾頭にあたる撃墜体(killer)は、レイシオン社(元ヒューズ・アエロスペース社)の製品だ。ただし「経費対効果」の「効果」の方は「その時」にならなければわからない。とにかく、冷戦終結に冷え込んだ軍需産業を潤すことには異論があろうはずはない。ただし、必要経費については、105億ドルどころですむはずはなく、数倍に膨らむだろうとの見通しもある。

一方、米国は今、大統領選挙キャンペーン最中。与党民主党は防衛での「弱腰」を批判されるのをおそれている。国防総省・軍需産業はこれにつけ込んで、一体となって計画を「押し込んで」しまおうと考えているのだ。大統領はすでに脅威の存在を承認している。脅威の中にはイラク、イラン、北朝鮮といった「ならずもの国家」の他に中国やソ連の大陸間弾道弾(ICBM)も含まれている。

だから、国防総省としては1)をなんとかしてもクリアしたとアピールしたい。そうすれば後はなんとかなる、と考えているのである。

クワゼリンミサイル実験場

BMDの主要な実験場は、マーシャル諸島共和国にある米陸軍のクワゼリンミサイル実験場(KMR)である。過去数十年にわたって100あまりの小さな珊瑚島に囲まれた広さ約2,300平方キロのラグーン(環礁に囲まれた浅い海)は、カリフォルニア州バンデンバーグ空軍基地から発射されたミサイルの着弾地として使われてきた。クワゼリン環礁の歴史はトライデント、MX、ミニットマン等米国の弾道ミサイルの実験の歴史でもある。

1970年代から80年代、マーシャル諸島の住民はクワゼリン環礁に入り込み、一時占拠して米国に土地を奪い環境を破壊したことに対する補償を求めた。地権者による1982年の行動は、「帰郷作戦(Operation Homecoming)」と名付けられ、故郷の島へ帰ることを求めて4ヶ月間つづいた。現在、米国がクワゼリン環礁開発機関(KADA)と地権者に支払っている土地使用料は年間1300万ドル(15億円弱)である。クワゼリンで働く現地労働者1,277人のうち1,060人以

上、レイシオン社に雇われ、実験場のメンテナンスにあっている。また150人の女性が米軍人の家政婦として働いている。

冷戦が終結しても、新しいミサイル開発の中心としてのクワゼリンの役割には変化はなかった。米陸軍宇宙・ミサイル防衛司令官であるジョン・コストロ中將は、クワゼリンのことを「王冠の宝石」と呼んだ。彼は、「クワゼリンはミサイル防衛が成否を測るすべての道具がそろった唯一の場所だ」と、ミサイル防衛において、クワゼリンがますます重要な役割を持つと語った。

クワゼリンとBMD実験

1999年10月、クワゼリンでの最初のNMD統合飛行テストが行われた。バンデンバーグ基地から改良ミニットマン・ミサイルが発射された。ミサイルは太平洋上空で模擬核弾頭と罔の風船を放出する。4300キロ離れたクワゼリン環礁から発射された迎撃ミサイルによって運ばれた大気圏外撃墜体(exoatmospheric kill vehicle)が140マイルの高空で、模擬弾頭を破壊した。米当局は、「この実験は直撃(hit to kill)迎撃によって、大量破壊兵器の弾頭は完全に破壊可能であることが示したと自画自賛した。

しかしこの「成功」は相当の「上げ底」だった。この時使われたのは以前のSDIシステムを改良したもので、それまでに16回の迎撃実験が行われ、標的に命中したのはわずか2回(1984年と91年)しかなかった。このように信頼性の低いシステムを、総仕上げともいべき「統合飛行テスト」に持ち込んだのだが、そこにはからくりがあった。実は赤外線追尾システムは標的の核弾頭を見失っていたが、偶然にもミサイルが放出した罔の風船(肉眼でも容易に識別可能)が核弾頭の

すぐそばにあり、そちらの方を検出して迎撃ミサイルを導いたのだった。そして、迎撃ミサイルにはあらかじめ標的を直撃するための情報がプログラミングされていた。つまり迎撃ミサイルは赤外線追尾システムの指示とは「無関係に」標的を直撃したのだった。

つまりこの実験は、撃墜体(killer)の実験にすぎなかったのである。撃墜体は大気圏外にまで運ぶブースターロケット、レーダーシステム、検出システムさらにそれら全体をコントロールする制御システムの実験は含まれていなかった。

そして、今年1月の実験は、検出システムの不具合で、もの見事に失敗した。NMDシステムの技術的未成熟、未完成を物語るものだった。

クワゼリンでの実験はNMDシステムの効果と信頼性を技術的側面から評価するために、2005年までに計画されている20回余りの実験の一部である。しかし、配備決定の2000年夏までに予定されているのはわずか3回。つまり残るはあと1回。

正常な判断力の持ち主であれば、次の実験が「たまたま成功」したとしても、正式配備の決定などできないはずなのだが……どうなるのか？

太平洋とTMD

米国が太平洋の島々で実験しているのはNMDだけではない。海軍のTMD(戦域ミサイル防衛システム)の開発も行っている。

海軍のTMD計画の目的は、湾岸戦争の経験に基づき、敵国の短距離ミサイルから前方展開している米軍を守ることにある。海軍は短距離ミサイル実験をハワイ諸島のカウアイ島の西部・パーキングサンドの太平

洋ミサイル実験場(PMRF)で行っている。2000年には二ハウ島から発射された短距離ミサイルを艦船に搭載されたミサイルで迎撃する実験を行う予定だ。1999年12月には、米艦からのミサイル発射実験を行った。

国防総省は、TMD計画のための施設をターン島、ジョンストン環礁、二ハウ島そしてPMRF内に設置することに対する国家環境政策法(NEPA)に基づく認可を求めている。

クワゼリン環礁でもTMD関連の実験は行われている。ハワイのパーキングサンドから発射された中距離ミサイルとウェイク島から発射された短距離ミサイルはクワゼリン環礁に着弾する。1990年中頃から、米国はアウルのパキエン島をクワゼリン環礁を着弾地とした短距離ミサイルの発射場として使っている。例えば、1997年3月にはクワゼリン環礁のメック島から発射された迎撃ミサイルで、アウル環礁から発射されたスカッドミサイル2基を撃墜する実験が行われている。

クワゼリンは、TMDの「目玉」である戦域高々度広域防空(Theater High Altitude Area Defense)のためのレーダーシステムの実験にも使われている。ウェイク島から発射された短距離ミサイルを追跡する実験である。THAADの実験は初めはニューメキシコ州のホワイトサンド陸軍実験場で行われていた。1995年以降8回の実験が行われたが、成功したのはわずかに2回、それも標的は単弾頭のミサイルであった。国防総省は、今後の実戦配備に向けた実験をクワゼリンで行う意向を明らかにしている。

●
米国はマーシャル諸島共和国、ペラウ共和国との間で「自由連合協定」を結び、軍事外交権を全面的に握っている。米国は最終

的には使用期間をさらに15年延長することができる。1946年から96年まで、米・仏・英は、太平洋を核兵器の実験場として使い、人々の命と環境を破壊してきた。そして今また、軍拡競争にうち勝つための新しい兵器の開発を行っているのだ。

マーシャル諸島のビキニで核実験の死の灰を浴びた第五福竜丸。この事件は「被害者」として日本の原水爆禁止運動の高揚のきっかけとなった。

日本は、1999年度から米国とのBMD共同研究に着手した。研究の進展によっては日米共同開発のシステムが太平洋で実験される日がやってくるのかもしれない。◆◆

<付記>

米国の科学者団体「憂慮する科学者連合」は、4月13日までにNMD構想は無効とし計画撤回を求める報告書を発表した。同連合によれば「長距離ミサイルを配備できる国は、NMDを打ち破る対抗策を講じる能力がある」。

対抗策としては、〈1〉生物・化学兵器搭載ミサイルの場合、弾頭を百以上の小弾頭に分散し、迎撃を避ける〈2〉核弾頭の場合、多数のおとり風船を周辺に飛ばす〈3〉核弾頭を冷却剤入りのカプセル内に収めて迎撃ミサイルの熱感知センサーを無効にする・・・などがあげられている。

● 編集室から

●約一年ぶりのこのコラム登場である。実は、諸般の事情で実家のあるヨコスカへ帰ったのだ。これでヨコハマ在住はあわれ編集長ほぼ一人となってしまった。ところで僕は、改名した。逆向春助と言うのだ。ある人の名を借りたのだが、この名を知る人こそ真に平和を愛する人と言えるのだ。名刺も作ったので、ほしい人は編集部までご連絡ください。サイン入りポートレイととキスマーク入りで送ってあげるのだ。また話しは違いますが、このところ、「みな、人はそれぞれに背負って

原子力艦 入港情報

(114)

2000.3.11~4.13

S=原子力潜水艦(原潜) スタージョン級

L=原子力潜水艦(原潜) ロサンゼルス級

B F=原子力潜水艦(原潜) ベンジャミン・フランクリン級

横須賀

◆ 3/16	11:01	原潜ソルトレークシティ(L) 入港
◇ 3/17	09:29	原潜ソルトレークシティ(L) 出港
◆ 3/17	17:15	原潜ソルトレークシティ(L) 入港
◇ 3/18	10:00	原潜ソルトレークシティ(L) 出港
◆ 3/30	09:56	原潜シャルロット(L) 入港
◇ 4/1	08:56	原潜シャルロット(L) 出港
◆ 4/1	17:17	原潜シャルロット(L) 入港
◇ 4/10	09:58	原潜シャルロット(L) 出港
◆ 4/12	10:07	原潜トヒーカ(L) 入港
◆ 4/13	10:12	原潜シャルロット(L) 入港

横須賀当期計(うち原潜): 6(6)

佐世保

◆ 3/25	10:03	原潜トヒーカ(L) 入港
◇ 3/28	09:50	原潜トヒーカ(L) 出港
◆ 4/5	11:28	原潜ソルトレークシティ(L) 入港
◇ 4/10	10:08	原潜ソルトレークシティ(L) 出港

佐世保当期計(うち原潜): 4(4)

初代ビーチ(沖縄・勝連町)

◆ 3/13	10:09	原潜ジェファーソンシティ(L) 入港
◇ 3/15	15:18	原潜ジェファーソンシティ(L) 出港

初代ビーチ当期計(うち原潜): 1(1)

●2000.1.1から4.13までの各地の原子力艦入港数()内は原潜

横須賀	9(9)
佐世保	4(4)
初代ビーチ	3(3)
合計	16(16)

いるのだなあと当然のことを改めて考えているのである。かのように急速に<しみじみ化>しつつあるわたくし逆向に熱烈なるファンレターを待っているのだ。

(ま)あらため(さ)

●待ちに待った編集後記の鬼がその名も新たに登場した。めでたい。「編集後記」だけの登場はどうかという意見もあったが、なんのなんの、むかし山下洋輔一派がやった「ザ・ウチアゲ」(何のことかわからない人は「ピアニストを笑え」を読むこと)という前例もあるではないか。今後の健筆に期待したい。(た)

月刊「キャッチピース」発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース 編集●月刊キャッチピース編集委員会
連絡事務所●〒222-0013 横浜市港北区錦ヶ丘10-4 ハイック1-B ☎ FAX 045(433)3483 E-MAIL: tamaki@ab.mbn.or.jp 郵便振替●00160-7-136148 キャッチピース 定価●100円(通信会員年間3000円)